

## 第 1 2 号議案

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「有する者」を「有するもの」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号カ中「いないか」を「いない場合」に、「有しないか、」を「有しない場合」に、「有しないか又は」を「有しない場合又は」に改め、同項第 2 号から第 6 号までの規定中「本市」を「市」に改め、同項第 7 号中「本市」を「市」に、「いないか」を「いない場合」に、「有しないか、」を「有しない場合」に、「有しないか又は」を「有しない場合又は」に改め、同項第 9 号中「定める」を「規定する」に改め、同項第 1 0 号中「みなされていた」を「みなされた」に改める。

第 4 条第 1 項中「（以下「保護者」という。）」を削り、同条第 2 項中「。以下この項において「政令」という。」を削り、「は政令」を「は同令」に改める。

第 5 条第 1 項中「又は保護者」を削り、「受給資格」を「受給に必要な事項」に改め、同条第 2 項中「があった場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは」を「により第 3 条の対象者として認定したときは、当該対象者を」に、「登録し、受給資格がないと認めるときは当該申請者にその旨を通知する」を「登録する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、受給資格登録者として登録しないときは、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。

第 6 条を次のように改める。

（受給者証の交付）

第 6 条 市長は、受給資格登録者として登録した者のうち、第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により重度障害者医療費の支給を受ける者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付しなければならない。この場合において、第 4 条第 2 項の規定により重度障害者医療費の支給を行わないときは、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知するものとする。

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「保護者の申請に基づき」を「受給者を現に監護する者の申請により」に改め、同条第 2 項中「市長が特別の理由があると認めるときは、医療機関等からの請求により」を「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、重度障害者医療費を代わって」に、「支給することによって行う」を「支払う」に改め、同条第 3 項中「重度障害者医療費の支給」を「支払」に、「対して」を「対し重度障害者医療費の」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 1 0 条中「権利は、」の次に「他人に」を加え、同条を第 9 条とし、第 1 1

条を第10条とする。

第12条中「、重度障害者医療費」を「重度障害者医療費」に、「ときは」を「とき、若しくは重度障害者医療費の変更その他の理由により過払いが生じたときは」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。